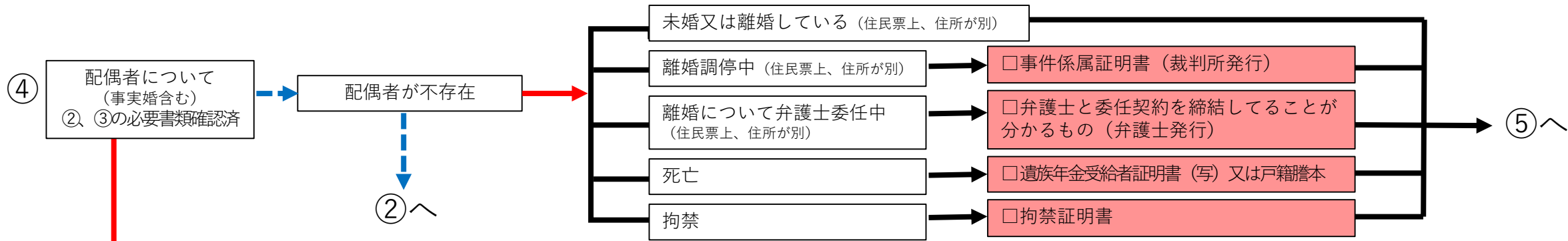


→ はい

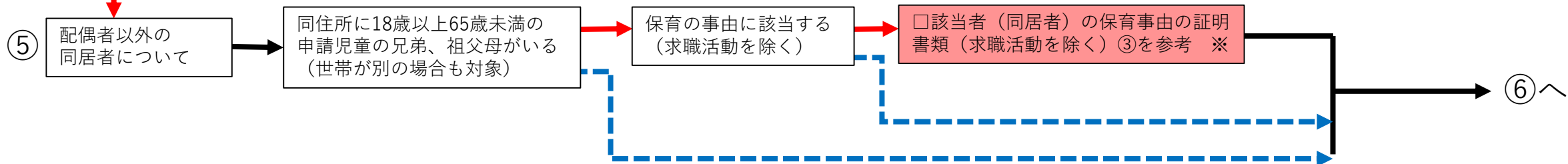
- - - いいえ

※ 出産 (予定) 日を基準に、産前8週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで

※ 多胎児の場合は、産前14週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで



いずれにも該当しない場合は配偶者の書類が必要です。



※ ⑤の書類がなくても申込みはできますが、利用調整の際に減点となります。
同住所でも生計が別 (光熱水費を別契約にしている) となっており、申立書 (別居住) と2世帯分の同一月の光熱水費の明細書や領収書 (写) を提出した場合は書類や申請書への記載を省略することができます。

